

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	東豊中ひだまり保育園	
運営法人名称	社会福祉法人 あけぼの会	
福祉サービスの種別	小規模保育事業A型	
代表者氏名	竹中さゆり 園長 白井陽香 副主任保育士	
定員（利用人数）	19 名（ 22 名 ）	
事業所所在地	〒 560-0003 豊中市東豊中町5-4-5 タリイレジデンス1階	
電話番号	06 - 4865 - 8611	
FAX番号	06 - 4865 - 8612	
ホームページアドレス	http://akebonokai-higashitovonakahidamari.net/	
電子メールアドレス	higatoyo.hidamari@akebonokai.ipn.org	
事業開始年月日	平成28年4月1日	
職員・従業員数※	正規 9 名	非正規 1 名
専門職員※	保育士 8名、看護師1名、栄養士 1名	
施設・設備の概要※	[居室]	
	[設備等] 保育室（0才児、1才児、2才児）、更衣室、医務室、調理室、テラス	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

〈法人理念〉

個人の人権を尊重し、健全な心身の発達と保持を保障するとともに最善のサービスの提供に努めます

地域社会に開かれた施設として
地域福祉の拠点となり、社会貢献に努めます

〈保育理念〉

生涯にわたる生きる力の基礎を培う

〈保育方針〉

○子どもの生活が豊かになるよう人的環境・物的環境（人・物・場）などが相互に関連し合える環境を構成する

○子ども自身が心情・意欲態度発揮できる環境を構成する

○豊かな生活体験の中で、感じたり、気付いたり、理解できたりする環境を構成する

〈保育目標〉

○生活を通して自分発揮できる素地を培う

○生活を通して思いやりが持てる心を育む

○生活を通して健康な心身を育む

【施設・事業所の特徴的な取組】

◎ アットホームな雰囲気大切にしています。

乳幼児期の愛着関係を結ぶ大切な時期と捉え、クラスでは毎日同じ職員が同じ子どもと食事を摂る等、子どもとの密な信頼関係作りに努めています。同時に全職員が全ての子どもを把握して気に掛けていく事を心掛けています。保護者にとって、クラス担当からだけでなく、他職員からも声を掛けられたり子どもの事を話しかけられたりする事は、安心に繋がると思います。伝達ノートや伝達ボードを活用して子どもや家庭の情報を職員全員が把握した上で保育に入るようにしています。また子どもの様子に合わせて、冬頃に学年に拘らず月齢のグループで過ごすグループ保育を実施し、縦割りでの交流を深め進級後の生活に繋がるような期間を設けています。

◎ 木の温もりを感じられる、自然色を使った保育室です。

子どもたちの目線を考えた色使い、木材を使用した保育室、角は全て丸みを作り設計の段階から保育士が携わったこだわりの環境です。天井やカーテンに至るまで自然界にある自然色を使用し、0歳児が仰向けに寝転がっても、天井には数種類の色が目に入る等、子どもの目線に立った色使いをしています。室内は木の温もりを感じられる作りで、タオル掛けや扉の安全弁、ロッカーや水道の高さ等は全て子どもの使い勝手を考えたオリジナルです。子どもにとって最良の環境を目指しています。

◎ 地域の施設に恵まれた環境で、地域とのつながりを大切にしています。

塀や園庭に囲まれてはならず、地域に密接した小規模保育園です。災害が多かった昨年を踏まえ、地域との連携は今後欠かせないと考えています。周辺は小学校や幼稚園、デイサービス、郵便局、交番、スーパーと恵まれた環境で、当園は園庭がない分、季節により毎日園外に出掛けている為、散歩時に挨拶を交わしたり、こども園の園庭開放に参加したり、デイサービスと交流したりする等積極的に交流を深めています。少人数を活かして、昼食の食材を子どもと共にスーパーに買い出しに行ったり、郵便局に手紙を出しに行ったりする等、子どもたちなりに地域の施設や仕組みを理解出来る様に努めています。

◎ 厨房職員と保育士が連携して出来る限りの食育に取り組んでいます。

園庭はありませんが、園前のプランターで季節の野菜や草花を育てています。苗植や水やり、収穫は子どもと共に行い、そのまま厨房職員が調理して提供しています。保育室と調理室が近い為、収穫したものをすぐに厨房職員に渡しに行き、調理して厨房職員が届ける等収穫から調理、試食を素早く行う事が出来、低年齢の子どもたちにとって食育としてはとてもわかりやすいと実感しています。また、昼食で使用する野菜の実物を子どもたちが触ったり匂いを感じたりして興味を持ち、昼食で食べる事が出来る様に繋げています。少人数の良さを活かし、厨房職員と保育士が相談しながら、2歳児は出来る限り毎月、皮むきからスイートポテトづくりまで無理のない程度のクッキングを楽しむ事を目指しています。

◎ 保護者が参加したり保護者同士の関係作りをしたりする行事を行っています。

2カ月に1回程、土曜日の午前中を中心に保護者が参加できる行事を考えています。入園して初めての行事は、クラス毎に顔を合わせて自己紹介や厨房手作りのおやつを食べて頂く等、子どもが園でどの様に過ごして食事をしているかを知って頂く機会にしています。その他クラス懇談会では事前にアンケートを取り、悩みや質問また発達段階についてグループディスカッションをしたり園生活のビデオを見て頂いたりしています。秋口以降にある、子どものクラスに保育者として半日参加して頂く保育参加は好評で、父母両親が参加される事も少なくありません。乳幼児施設として運動会は難しいですが、姉妹園の運動会に参加したり、万博公園に親子遠足に出掛けたりと保護者が子育てをする楽しさや悩みを共有できる場作りに繋げています。保育参加後は個人懇談を設け、じっくりと子どもの事や保護者の事、不安な事について話す機会にしています。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	株式会社 第三者評価
大阪府認証番号	270025
評価実施期間	平成31年2月19日～平成31年3月25日
評価決定年月日	平成31年3月25日
評価調査者（役割）	0501C022（運営管理委員） 1301C025（専門職委員） 1701C005（運営管理・専門職委員）

【総評】

◆評価機関総合コメント

東豊中ひだまり保育園は、3年前に開園（平成28年4月）した小規模A型保育所です。法人内では、2番目の評価の受審です。今回、先月2019年2月の初めに法人の事務長より受審の相談を電話で受けた際、法人内の豊中ひだまり保育園と共に2園一緒に「今年度平成30年度内（3月末迄）」に終えたいとの要望を受けました。弊社は、2005年から大阪府・兵庫県・全社協の認定を受け評価機関を運営しているも、契約～受審迄の準備日数が平均6～10カ月間要しており、2カ月の短期間では相当な困難が予想され、園の負担が大きいと考えられるが、それでも挑むのかと返答しました。それに対し、事務長の「全力で取り組むとの強い意志」を受け、内心大丈夫かなあと思いつつ、早速取り掛かってみました。従来より、管理職は法人内で鍛え上げられている為か、弊社よりの問い合わせに対する確な返答、時間管理の良さ、対応スピードの早さ等で、みんなで全速力でもがいた結果、何とか当初の要望に、応える事が出来ました。

また、第1者評価の「自己評価」、第2者評価の「保護者アンケート」及び改善等、内容面でも園長・副主任保育士を中心に、全職員が（法人の事務長のサポートも受け）真摯に時間をやり繰りし、日頃の保育を振り返って努力をされた結果、短期間ではありましたが、予想以上に、良い出来映えに仕上がっています。運営管理の「基礎固め」は整ったので、『さあ～、これから、一層の飛躍を致しましょう』

◆特に評価の高い点

（1）手作り玩具が多く、子どもの発達に合った机や本棚を用意し、保育環境が良い。

（2）おたよりが写真等をうまく使用されており（玩具の紹介など）見やすい。保護者にドキュメンテーションが月に1回掲示され、保護者支援に繋がっている。

（3）SIDS（Sudden Infant Death Syndrome：乳幼児突然死症候群）の情報提供、職員への周知徹底、入眠チェックの大切さなど、危機管理の意識が高い。

（4）マニュアル、記録等の標準化は進んでおり、特に『個人情報取扱規定』、やむを得ず職員が情報を持ち出す場合の「個人情報持ち出し記録」の様式が良く出来ています。

（5）2019年2月に実施した「保護者アンケート」結果の内容が良いです。日頃の良質かつ家庭的で、誠実な保育の賜物と思われます。

（回収率 81.8% 5点満点での保護者満足度 園平均値 4.7点）

（6）卒園後（3歳児）、連携施設があり、近隣の認定こども園や、関連法人の認定こども園、保育園へ入園出来ます。

◆改善を求められる点

評価基準 22番 II章-3-(1)-② 着眼点 ⑤ 外部監査は実施していません。

（参考）会計監査人の設置義務法人の範囲 <当法人は、収益10億円を超える規模迄、至っていません>

厚労省の平成28年10月21日実施 第5回 社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会での通達 より、

平成30年度 収益30億円を超える法人 又は 負債60億円を超える法人

平成31・32年度 収益20億円を超える法人 又は 負債40億円を超える法人

平成33年度 収益10億円を超える法人 又は 負債20億円を超える法人

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回、第三者評価を受審させて頂きありがとうございました。受審にあたり、書類や保育の事を改めて深く考え見直す良い機会になりました。マニュアルに関しては種類が多すぎて、いざ活用する際に使い辛さが生じる事に気付きました。もう少し整備があれば尚良しと指導頂いた部分もある為、今後マニュアル全体の整備と整理を行いたいと思います。ヒヤリハットや個人指導計画等の書類、そして保育の環境等、日頃職員が子どもの為に前向きに取り組んでいる部分を評価頂いた点も嬉しく思います。

職員全体のモチベーション向上へと繋げ、今後も子どもの為に、また職員に無理のない取り組みを続けていきたいと思います。今回の第三者評価受審を経て感じ学んだ事は沢山ありますが、改めて自分たちを客観的に見つめて客観的に見直す機会を頂けたので、

受審で終わりにせず、自園の良い所・課題がある所を職員全員が理解して、今後の取り組みに繋げより良い保育園を目指していきたいと思います。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	法人理念、保育理念・方針・目標を事業計画、「パンフレット」、ホームページに記載して、研修、会議等を通して職員へ周知しています。訪問調査3/18(月)の際に、職員一人ひとりの脳裏に法人理念、保育理念が刻み込まれているか暗誦を求め、確認しました。また、「入園のしおり」を配付したり、園内掲示して保護者への周知が図られています。	

		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	市の園長会、地域福祉ネットワーク会議、研修への参加や市役所と連絡を取り合ったり、『豊中市子育て・子育て支援行動計画 こどもすこやか育みプラン・とよなか』（平成29年10月改定）の内容を把握・分析したりしています。また「中・長期事業計画」に取り入れ、コスト面は理事会等で報告・相談して対応しています。	
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント)	『こどもすこやか育みプラン・とよなか』（平成29年度事業実施報告書2018年12月25日）より、豊中市の子育て環境の現状から、0歳～5歳児童人口・総人口の推移、児童の施設等通園状況割合等を分析し、経営課題を認識したり、「改善計画書」を策定して、各課題に対して責任者を設けて職員間で共有して取り組み、法人の園長会議、主任会議、理事会等にて報告し情報の共有をしています。	

		評価結果
Ⅰ-3 事業計画の策定		
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	Ⅰ-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
(コメント)	5カ年の「中・長期計画書」にて、事業計画、年度予算、人事考課、研修による育成計画等を策定して、実施状況の評価、見直しも行われています。（「中・長期計画書」「改善計画書」にて確認）	

5	I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
(コメント)	「平成31年度 東豊中ひだまり保育園事業計画」では、1. 重点的に取り組む目標・計画 2. 具体的な項目と取組方法を明確にし、5つ（保育内容、食に関する事項、保護者との連携支援、職員関係、地域支援・連携）の分野に分け取り組もうとされています。その他特記事項として、①玄関外の扉の調整→不具合があれば修理 ②一部壁のクロス修理を記載しています。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
(コメント)	「事業計画」を策定し、職員にも周知して実施状況の評価や見直しも行われています。（「事業計画」、「入園のしおり」、「改善計画書」にて確認）		
7	I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
(コメント)	「事業計画」は、保護者に知らせる為に、「入園のしおり」等に記載し、配布・説明し、玄関に「重要事項説明書」、『運営規程』のファイルと共に常時設置し周知、理解を促しています。		

			評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組			
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
(コメント)	毎月の園長・副主任保育士・クラス担当によるクラス会議での振り返りや、階層別の職員研修、毎年の「園全体の運営管理に関する自己評価」の実施、法人監事による内部監査、客観的な第三者評価を受審し、その結果を基に改善を行い、組織的・計画的・体系的な取組みが行われています。		
9	I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
(コメント)	保育園として取り組む課題は「改善計画」を作成して、項目ごとに改善の担当（複数名）を定めて職員間で共有して取り組み、園長、副主任保育士による実施状況の評価、見直しも計画的に行われています。（30年度「改善計画」にて確認）		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

			評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ			
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
(コメント)	施設長の役割と責任を「職務と役割及び要務内容」や「職務分担表」で文書化し、研修や会議等で表明、周知しています。また、「園だより」等にも掲載しています。有事における役割と責任や不在時の権限委任等については、『防災マニュアル』、「災害時の組織体制」にて明確化されています。		

11	II-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
	(コメント)	<p>市の園長会、人権啓発推進研修、法人の研修等に参加して職員会議等で伝え、法令遵守(コンプライアンス)に率先して努め、「遵守すべき法令」を職員に指導しています。訪問調査 3/18(月)の際に、職員一人ひとりの脳裏に関係法令が刻み込まれているか暗誦を求め、確認しました。</p> <p>職員が回答した関係法令の一部抜粋：</p> <p>①子ども・子育て支援法 ②児童福祉法 ③社会福祉法 ④個人情報保護法 ⑤労働基準法 ⑥労働安全衛生法 ⑦消防法 ⑧児童虐待の防止等に関する法律 ⑨食品衛生法 等</p>	
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	II-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
	(コメント)	「保育計画」からの「月週案」・「個別指導計画」の添削指導や、共に保育を行いアドバイスや確認を行っています。また、毎月のクラス会議等に参加して、現状の把握や改善策について共に考え実践しています。各職員の「研修計画」をたて、シフトや勤務状況を勘案して園外研修や園内研修への参加推進も図っています。	
13	II-1-(2)-②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
	(コメント)	「改善計画書」を基に、理事長や法人の園長会で相談しながら現状の把握・課題への対処に取り組んでいます。「改善計画書」では各課題と向き合い、責任者を中心に取り組み状況を副主任保育士と確認し、組織的・計画的・体系的に改善に取り組んでいます。	

			評価結果
II-2 福祉人材の確保・育成			
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
	(コメント)	人材の確保・育成計画において研修形態・意義・機会・方法等を「研修計画と具体的な内容」で方針を示し、「人事評価表」に基づき階層別に職員の「研修計画」及び「全体計画」を策定して指導・育成が実施されています。また、実習生やボランティアの受け入れ、就職フェアへ参加して採用活動も行われています。	
15	II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	a
	(コメント)	『就業規則』に人事基準が明記されており、階層別の研修体系に「求められる職員像」と研修内容を定めています。職員の「自己評価」を年2回(前期、後期)行い、前期の課題に向け、後期に積極的に取り組む事が評価される等、職員と評価・改善策を共有して人事評価が行われています。	
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
	(コメント)	有給休暇の取得状況・消化率・時間外労働・勤怠表・疾病状況等を記録し把握しています。自己評価後の面談や個別面談等を設けると共に少人数の中で、互いに支え、声を掛け合いコミュニケーションが取れるような環境づくりに努めています。また、休暇取得の促進、短時間勤務、固定勤務の導入、休憩時間、クラスの時間等を取る事でプライベートも仕事も共に充実するように働きかけています。改善策については法人の園長会議で話し合い、具体的な計画に反映して実行しています。	

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
(コメント)	『就業規則』、「職務分担表」で明確にしています。個別面談で職員一人ひとりができる目標を設定して、「自己評価表」を作成して、研修計画に基づく研修への参加等が行われています。設定した目標等については人事評価として年2回（前期・後期）の「自己評価」面談を実施して目標達成度の確認と新たな目標の設定を行っています。	
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
(コメント)	『就業規則』や「職務分担表」、スタッフポリシー「ひだまりが大切にしたいこと」に明記しています。「自己評価表」に職員に求める専門性を明示して、階層別に「求められる職員像と研修内容」で研修計画を立てて実施されています。園長、副主任保育士による研修内容や研修の効果等を評価し、見直しも行っていきます。（資料「研修計画と具体的な内容」と「研究会ファイル」にて確認）	
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	個々の経験や志向、適性、個人面談等から一人ひとりの「研修計画」を作成し、新任研修、園内研修、姉妹園施設見学等や市・府・保育士協会・社会福祉協議会等の外部研修に参加しています。外部研修に参加するためのシフトや勤務状況を勘案した配慮もされています。	
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
(コメント)	「実習生のしおり」を整備して、事前にオリエンテーションを行うことでプログラム内容等を考案しています。（「実習生受入れの手引き」ファイルで確認）	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
(コメント)	ホームページや「社会福祉法人の財務省表等電子開示システム」において情報公開がされています。地域の福祉向上のための取組や苦情・相談の体制については「入園のしおり」へ記載し入園時の説明や園内に掲示されています。また苦情解決については第三者委員（複数名）を設置して掲示しています。地域へ向けての印刷物や広報誌等は園外掲示板やホームページで公開しています。	

22	II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
	(コメント)	<p>法人の「会計基準」が定まっており、園長は会計責任者として「辞令」で任命され職員に周知しています。委託の会計事務所による助言や法人の監事による内部監査も実施しています。ただ、評価の着眼点 ⑤公認会計士等による外部監査の活用は行われていません。</p> <p>(参考) 会計監査人の設置義務法人の範囲 <当法人は、収益10億円を超える規模迄、至っていません></p> <p>厚労省の平成28年10月21日実施 第5回 社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会での通達 より、</p> <p>平成30年度 収益30億円を超える法人 又は 負債60億円を超える法人 平成31・32年度 収益20億円を超える法人 又は 負債40億円を超える法人 平成33年度 収益10億円を超える法人 又は 負債20億円を超える法人</p>	

			評価結果
--	--	--	------

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23	II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
	(コメント)	<p>地域との関わりについて法人理念にも「地域福祉の拠点となる」と掲げ、「保育課程（全体的な計画）」にも明記しています。活用できる社会資源や地域の情報を園外の掲示板に掲示して提供すると共に地域のデイサービスとの交流、サマーフェスティバルへの出店等で協同し連携を深めています。散歩の際に積極的に挨拶したり、地域のスーパーや交番、郵便局等にも出掛けて交流を図っています。</p>	
24	II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
	(コメント)	<p>「ボランティアについてのしおり」でボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化し、職員会議等で職員にも周知しています。職場体験学習等での学校教育への協力を行い、『ボランティア受入れ規程』を整備して、副主任保育士や園長が事前にオリエンテーションを行い、子どもとの関わり方を伝え、終了後に「感想用紙」に記入してもらい、振り返りも行われています。（ボランティア受入実績：2017年度 2人）</p>	

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25	II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
	(コメント)	<p>「関係機関や病院のリスト」を作成して、リストの回覧や、ファイルの設置場所を職員会議等で伝え情報を共有しています。また、医療機関での定期的な検診、市の保健師との連携、幼保小連絡会議や地域福祉ネットワーク会議に参加しています。子どもや家庭について、保健師・市役所等と連携して見守りを続けています。（個別指導計画にて確認）</p>	

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26	II-4-(3)-①	保育所が有する機能を地域に還元している。	a
	(コメント)	<p>月1回の地域支援「ひだまり広場」（第4週 水曜日AM10～）、離乳食の試食会や看護師からの感染症の話、食事のレシピの配布等や育児相談等を行い地域へ参加を呼びかけています。「ひだまり広場」での活動結果は「報告書」にして振り返り、次の活動に活かされています。また避難施設には指定されていませんが、備蓄や携帯電話の充電、乳児のお風呂の提供等でその役割を認識しています。（指定避難場所はH小学校）</p>	

27	Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
	(コメント)	市役所、保健師と連絡を取り合ったり、地域の民生委員・主任児童委員と入園式や行事の時、ネットワーク会議等で情報の交換をして福祉ニーズの把握に努めています。また、「赤ちゃんの駅（おむつ交換、授乳スペースあり）」の標識を掲げたり、園長がスマイルサポータ（総研修時間：45時間受講）として、地域の子育て家庭への育児その他生活困難についての相談を行い、関係機関と連携し、課題解決に向けて、必要な支援を行っています。また、サマーフェスティバルに出店し、看護師が感染症の話、栄養士が離乳食の試食会等も開催しています。これらの「地域子育て支援活動」は「中・長期計画」に明示されています。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

			評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス			
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
	(コメント)	『法人理念』に「個人の人権を尊重し、健全な心身の発達と保持を保障するとともに最善のサービスの提供に努めます」と明示し、職員の名札の裏に「理念・方針等を記載したメモ」を入れて常時携帯させたり、園内・事務所に掲示したり、園内研修を行って理解を深めたりして、実践しやすいよう様々な工夫をされています。	
29	Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a
	(コメント)	『プライバシー保護規程』（2019年3月）を整備し、園内が乳児の生活の場にふさわしい家庭的であたたかい環境とし、また、子どものプライバシーを守るようトイレ、お着替え時等の設備の工夫を行っています。不適切な事案が発生した場合の対応方法は、『プライバシー保護規程』に明示されています。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30	Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
	(コメント)	利用をご希望される保護者に対して、保育園選択に必要な情報を市のパンフレットや情報誌に掲載したり、園のホームページや「入園のしおり」、「パンフレット」等で提供したり、定期的に情報の更新を行ったりしています。見学も随時、受け付けており、「見学希望表」から年間30名程度の利用希望の保護者が来園されている事が読み取れました。	
31	Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
	(コメント)	入園説明会で「重要事項説明書」を配付し、理解状況を確認しながらゆっくり丁寧に説明し、「同意書」や「誓約書」をもらっています。保育内容の変更時は、「重要事項説明書」等を変更し、変更箇所を対比し園内掲示もされる仕組みとなっています。	
32	Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
	(コメント)	3月の「園だより」及び「保育だより」に、卒園後も園が窓口となって相談に応じる事や、担当者を記載しています。年度の途中で退園や転園となる子ども・保護者には、手紙を配付する仕組みで、保育の継続性に配慮した対応を行っています。	

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
	<p>日々の保育の中で子どもの様子から満足度を把握したり、送迎時や保育参加後に個人面談、懇親会・懇談会を年に1回ずつ実施している。個人懇談は希望があれば行っています。</p> <p>2019年2月実施の保護者アンケートは、81.8%の回収率（回収18件/配付22件）で、5点満点の保護者満足度調査では、園平均4.7の極めて高い値を示していました。</p> <p>2019年2月実施の保護者アンケートで伺った保護者が感じている園の特徴</p> <p>(コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 少人数体制で先生・保育者たちの目が行き届いている ② アットホームな雰囲気 ③ 園長先生も子供のこと（特徴）を把握してくれているので安心感がある ④ 園の中が清潔である ⑤ 保護者に優しい ⑥ きめ細やかな対応、丁寧な指導が徹底されている ⑦ 食育や色々子供たちが興味を持つような遊びをしてくれる ⑧ 外遊びの出来ない時（悪天候など）でも室内で体を動かせる様工夫されている 	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
	<p>(コメント)</p> <p>苦情解決の仕組みとして、苦情受付責任者は園長、受付者は副主任保育士、第三者委員として近隣に在住される民生委員、主任児童委員の2名を設置し、連絡先も明記しています。（法人には、現在6つの園がありますが、第三者委員は、それぞれの園の近隣に在住される地域の委員の方をお願いしています。地域に精通し、地域から信頼を集めている賜物とされます） その苦情解決の仕組みは、外掲示板や園の玄関に掲示したり、「重要事項説明書」に記載したりして、保護者の目に触れやすくしています。また、ご意見ボックスを設置したり、2019年2月実施の無記名形式での保護者アンケートの項目にも「園への要望」の欄を設け、声を集めました。</p>	
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
	<p>(コメント)</p> <p>入園説明会でクラス担当だけでなく、園長、主任保育士、クラスの担当保育士等誰にでも相談できる事を説明したり、玄関に「ご意見ボックス」を設置し、いつでも保護者が意見や要望を入れることができるようになっています。また、相談スペースを設置し、プライバシーを守ることができる環境で、相談や意見を伝えやすいよう配慮しています。</p>	
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
	<p>(コメント)</p> <p>『苦情解決運営要項』（平成28.9.1）を整備し、相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順を決めており、職員に周知しています。毎日の送迎時や「ハンドブック」で保護者と日頃からやり取りをしており、保護者が意見や相談を切り出しやすい関係作りに努めています。</p>	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
	(コメント)	リスクの種類別に責任・役割を明確にした管理体制があり、『事故防止マニュアル』、『SIDS乳幼児突然死症候群対策マニュアル』、『食物アレルギー対応マニュアル』等のマニュアルを整備し、改訂を行う事でノウハウを積み上げています。園で気になる事があった時やメディアを通じて事例を集め、危険源への感性を高めたり、未然防止策を行うため、「ヒヤリハット報告」を記載しています。「2018年度ヒヤリハット記録まとめ」の完成度は高いレベルに達していました。	
38	Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
	(コメント)	看護師が衛生管理推進者となり、管理体制を構築し、『感染防止対策マニュアル』、『感染症マニュアル』があり、標準化し、誰でもいつでも見る事が出来るようにしています。又、感染症が流行る時期には、職員に対しては看護師が園内研修を行い、保護者には、毎月配布の「保健だより」に記載したり、感染症情報を玄関に掲示したりしています。	
39	Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	a
	(コメント)	10年以内に20～30%の発生確率とされている南海トラフ大地震への減災対策は、豊中市のハザードマップから、震度・内水氾濫を想定した『災害対応マニュアル』を整備し、子どもを守る為の訓練を行っています。保護者や職員の携帯電話・メールの連絡網があり、よいこネットも活用する仕組みとしています。このような備えが、昨年2018年6月18日朝7時58分頃に発生した大阪府北部地震（Mマグニチュード 6.1：豊中市震度5強）の減災に役立っていました。「備蓄リスト」には、水や食料、オムツ等を記載していますが、量的には何日分あるのかの再認識が必要です。	

			評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保			
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
	(コメント)	『規則集』や『職員としての心得』、『保育マニュアル』、『離乳食マニュアル』、『虐待防止マニュアル』（平成28年度）等、ノウハウを集積した標準化が進んでおり、保育の質の向上に役立っています。園長、副主任保育士が巡回し、ねらい通りの保育が実施できているか否かを確認しています。	
41	Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
	(コメント)	「マニュアル一覧表」を作成し、どんなマニュアルがあるのかを明確にし、年度末のマニュアルの見直しで漏れが無いようにしています。改訂では子どもの様子や職員の声を反映したものにし、変更箇所が分かる様に工夫しています。	

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。

a

(コメント)

「保育課程（全体的な計画）」に基づいた年間・月・週案等の「指導計画」は、各クラス担任が作成し園長・副主任保育士が確認しています。食事関係は栄養士、健康面は看護師や園医に相談し、保育の為の協議を行っています。「個人指導計画」にて毎月の狙いや振り返り、生活記録や保護者への支援を記録し、個々の発達段階や家庭背景等を踏まえた配慮を計画し関わっている。状況に応じて、全職員間でこういった配慮が必要かを情報共有しています。

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

(コメント)

クラスの打ち合わせや園内研修で定期的に見直し・改善を行ったり、打ち合わせをした「議事録」は職員間で回覧し周知しています。職員の指導計画振り返りを基に、副主任保育士・園長が評価・見直しを行い、PDCAサイクル（Plan 計画策定 → Do 実行 → Check 評価 → Act 見直し）を回して保育の質の向上を行っています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

44 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

(コメント)

法人で統一した様式で、「個別指導計画（生活記録）」、「健康診断表」、「生活調査票」等の子どもの記録を作成しています。各職員による記入内容・方法のバラツキを抑える為に、記入の仕方の「見本」があり、いつでも見る事が出来るように準備したり、新任の職員には4月に書き方を指導したりして、最低限の質の保証が出来る様に配慮しています。また、各クラスの子どもや保護者の情報を職員会議等で伝え合い共有したり、「伝達ボード」や「伝達ノート」で全職員が情報を共有できるようにしています。

45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

(コメント)

改正個人情報保護法（施行：2017年5月30日）に準拠した『個人情報取扱規定』を整備し、第7条（管理原則）第15条（安全管理措置）の項目で個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法を記載しています。個人情報は原則持ち出し禁止とし、円滑な運営の為に、やむを得ず職員が情報を持ち出す場合は、必ず園長の許可を得ると共に、「個人情報持ち出し記録」を記載するルールとし、パスワード付きの園用USBを使用し、その保管を厳正に管理しています。子どもの記録の保管期間については、『文書管理規程』にて定め、職員に周知徹底しています。保護者には、「入園のしおり」に管理方法を記載し、説明会で伝えています。

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果	
A-1 保育内容			
A-1-(1) 保育課程（全体的な計画）の編成			
A①	A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程（全体的な計画）を編成している。	a
	(コメント)	「保育課程（全体的な計画）」は園長・副主任保育士が中心となり、理念に基づき編成され、法人で統一した様式で作成しています。定期的に職員会議を開き、保育状況を照らし合わせながら、職員が周知できるようにしています。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A②	A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
	(コメント)	アットホームな雰囲気作りを大切にしています。コーナー遊びができるよう環境を設定し、発達に合った手作り玩具が用意されています。又、保育室やトイレを含め、清潔が保たれ、オムツも棚などを利用し収納する等、衛生管理に努めています。	
A③	A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
	(コメント)	一人ひとりの生活リズムに合った保育を心掛けています。子どもの育ちを全職員で共有できるよう、職員会議で話し合っています。子どもの思いを第一に受け止め、子どもの人権を尊重した言葉がけを行っています。	
A④	A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a
	(コメント)	一人ひとりの発達に合った個人指導計画に毎月ねらいを立て、振り返りを行っています。子どもが主体的に行えるよう、水道の高さ等各年齢に応じた物を使用しています。看護師と共に歯磨き（1・2歳児）やうがい（2歳児）の指導を行っています。	
A⑤	A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
	(コメント)	園庭はないが、近隣の公園に出掛け、身体を動かして遊べるようにしています。又、スーパーでの買い物、郵便局に手紙を出しに行く等、地域との交流を大切に、社会体験ができる機会を設けています。	
A⑥	A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	(コメント)	0歳児は他クラスとは扉で区切られ、仰向けに寝転がると天井には数種類の色が目に入る等の工夫をしています。ゆったりとしたスペースの中で子ども一人ひとりと愛着関係を築き、主体性を大切に保育をしています。	

A⑦	A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	(コメント)	年齢や月齢に合った玩具を用意し、自由に遊べる環境が整っています。2歳児と1歳児数名、0歳児と1歳児数名が1つのクラスとして活動するグループ保育を行い、異年齢の交流を深め、進級に繋げる等、見通しをもった保育をしています。	
A⑧	A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	対象外
	(コメント)	小規模保育園の為、該当せず	
A⑨	A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	対象外
	(コメント)	小規模保育園の為、該当せず	
A⑩	A-1-(2)-⑨	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	(コメント)	マットや遊具等で場を区切り、子どもたちが思い思いに過ごせるような環境を作っています。18:30以降はおやつ（市販）を提供しています。保育士間では「伝達ノート」を使用し、引き継ぎ等を適切に行えるよう、体制を整えています。	
A⑪	A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	対象外
	(コメント)	小規模保育園の為、該当せず	
A-1-(3) 健康管理			
A⑫	A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
	(コメント)	『健康管理マニュアル』が整備され、体調に関して気になる点は看護師が記録し、必要に応じて職員会議で情報を共有しています。SIDSに関しては、0歳児10分、1・2歳児は15分毎に睡眠チェックを行い、必要性を保育士や保護者に伝え、意識の向上に努めています。 【 看護師による健康・保健面での取り組み 】	
	(コメント)	園児の健康と安全を第一に考え、子どもたちへは発達段階に応じて手洗い指導等を行い、職員へは会議等で徹底すべき事項を適宜伝達している。また、保護者とは日々の情報共有を大切にしている。『保健だより』は時宜的な内容を心掛け、状況次第で玄関先の『お知らせ』にて啓発している。日々の健康・発育状態で個別に介入を要する時、保護者の特徴や看護師との関係性等を基に、園長や担当と相談の上、状況をみて声掛けや個別のお便り、個人面談等アプローチ方法を検討して関わっている。場合によっては園医へ相談し助言を頂いている。	
A⑬	A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
	(コメント)	内科健診は年に4回、歯科検診は年に2回実施され、経過観察等が必要な場合は園長・副主任保育士・担当保育士に報告しています。又、看護師が保健の集いを開き、手洗い指導も行っています。	

A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント)	アレルギー児に対しては、『保育所におけるアレルギー対応ガイドライン』に基づいた『食物アレルギー対応マニュアル』（2016年9月）を作成し、年に2回医師の指示を記録した書類を保護者から提出してもらい食事の進め方を確認しています。食事の際は、アレルギー内容のラベルを貼ったトレイの上にアレルギー児用のカラー食器を使用し、誤食ないように安全管理に努めています。	
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
(コメント)	<p>食に関する豊かな経験ができるように、「食育年間計画」を作成しています。担当制に基づき、子ども一人ひとりに保育者の援助が行き届き落ち着いて食べられるように、少人数で食事をするようにしています。食器は磁器のオリジナル食器を使用し、食器を大切にすることを学ぶことができるようにしています。0、1歳児のお皿はスプーンですくいやすいように、くぼみが入っていて、スープマグは両手で持って飲むことができるように取っ手が左右についているものを使用しています。2歳児からは仕切り皿を使用して料理同士が混ざらないようにし、スプーンなどの形も0、1歳児のものより短く口に入れる丸い所が大きいものを使用しています。コップは 両手持ちができるように取っ手があえてついていない形状を使用しています。毎月「献立表」を作成し、当日は普通献立、離乳食の写真を掲示しています。提供した料理の中から「レシピ」も作成し、玄関に置いて誰でも自由にとることが出来るようにしています。保育参加の際に、保護者に実際に給食を食べて味や刻み方を知って頂いています。</p> <p>【 栄養士による食育の取り組み 】</p> <p>毎日の手作りおやつや個々の発達段階に合わせた食材のカット、保育者と共に考えながらクッキングを計画しています。そこで一番大切にしている事は楽しい雰囲気の中で食と関わる事ができる様な声掛けや環境作りです。厨房職員も共に美味しく食べながら、声掛けをする事で苦手な食材を少しずつ食べるようになってきているので、環境作りも大切な事だと思います。様々な食材に触れる事が出来る様実際に使用する食材を紹介して触る機会を設け、クッキングでは少しでも食に興味を持つ事が出来る様に沢山実施しています。</p>	
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
(コメント)	『給食衛生管理マニュアル』、『離乳食マニュアル』に基づき、子ども一人ひとりの発育状況、体調等を考慮し、量・形状にも工夫をして提供しています。栄養士は子どもの食事の様子を観察し、子どもの反応も踏まえて、残食量を「業務日誌」に記録しています。また季節に応じた行事食や、旬の食材を取り入れた献立を多く取り入れて提供しています。栄養士を中心に衛生管理の体制を確立し、厚労省平成29年6月16日付け改訂『大量調理施設衛生管理マニュアル』が要求する11項目の調理従事者の衛生管理の状態は、「自己管理点検表」、「衛生管理表」に記録し、衛生管理が適切に行われています。また、厨房で使用している中心温度計の校正状態も確認しました。	

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
(コメント)	「ハンドブック（連絡帳）」や送迎時の会話を活用し、家庭や保育園での情報交換を行っています。親睦会や親子遠足、保育参加等の行事をみてもらい、月に1回ドキュメンテーションを作成し、各クラスに掲示しています。	
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
(コメント)	スマイルサポータ（園長が45時間の講習を受講済み）が在籍している事で気軽に育児相談ができる場が設けられています。保育参加後には個人懇談を行っています。相談をうけた内容は園長・副主任保育士に報告し、情報を共有しています。又、子育て支援事業として月1回（4月と3月は除く）ひだまり広場を開催しています。	
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
(コメント)	日々の保育の中で、着替えの際に身体に変化がないかしっかりと観察しています。『虐待防止マニュアル』（平成28年度）を整備し、職員の感性を高める為に、マニュアルに基づく研修を実施しています。また保護者には、毎年11月の「児童虐待防止推進月間」等に、ポスターの掲示やリーフレットの配布等で啓発されています。	

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
(コメント)	年に2回、年次や役割に沿った自己評価を行い、園長に提出をしています。個々の保育士の自己評価が園としての保育力を豊かにするところへと発展させようとしています。姉妹園に保育見学に行くなど、スキルアップを意識できる体制も整えています。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A㉑	A-4-(1)-① 体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	a
(コメント)	『就業規則』に体罰禁止の明記があります。入職時、及び職員会議で定期的に子どもの人権を守る事や安全な対応を心掛ける等の話し合いを行い、職員の意識統一に努めています。	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	東豊中ひだまり保育園をご利用中の保護者
調査対象者数	22人 (回収18人 回収率81.8%)
調査方法	無記名アンケート形式による調査 (2019年2月実施)

利用者への聞き取り等の結果(概要)

2019年2月実施の保護者アンケートは、81.8%の高い回収率(回収18件/配付22件)で、5点満点での保護者満足度調査では、園平均4.7の極めて高い値を示していました。
(クラス別 0歳児めばえ組 4.5点、1歳児つぼみ組 4.7点、2歳児かえで組 4.9点)

アンケート項目1番 保育園の保育理念、保育方針をご存じですか？

回答 ⑤よく知っている 2(11.1%) ④まあ知っている 11(61.1%) ③どちらともいえない3(16.7%) ②あまり知らない12(11.1%) ①まったく知らない ⑥未記入 0

年齢	クラス	⑤	④	③	②	①	⑥	計
0歳	めばえ組	1	0	0	1	0	0	2
1歳	つぼみ組	1	4	2	0	0	0	7
2歳	かえで組	0	7	1	1	0	0	9
合計		2	11	3	2	0	0	18

⑤ よく知っている 2(11.1%) + ④ まあ知っている 11(61.1%)
= 合わせて 13 (72.2%) 高い認識度です

満足度を5段階評価で言うと 保護者総合評価満足度 園平均 4.7 ☆ 極めて高い
⑤満足 14(77.8%) ④やや満足 4(22.2%) ③どちらともいえない0(0%) ②やや不満0(0%) ①不満0(0%) ⑥未記入0(0%)

年齢	クラス	⑤	④	③	②	①	⑥	計
0歳	めばえ組	1	1	0	0	0	0	2
1歳	つぼみ組	5	2	0	0	0	0	7
2歳	かえで組	8	1	0	0	0	0	9
合計		14	4	0	0	0	0	18

【 保護者が感じている園の特徴 】

- ① 少人数体制で先生・保育者たちの目が行き届いている
- ② アットホームな雰囲気
- ③ 園長先生も子供のこと（特徴）を把握してくれているので安心感がある
- ④ 園の中が清潔である
- ⑤ 保護者に優しい
- ⑥ きめ細やかな対応、丁寧な指導が徹底されている
- ⑦ 食育や色々子供たちが興味を持つような遊びをしてくれる
- ⑧ 外遊びの出来ない時（悪天候など）でも室内で体を動かせる様工夫されている

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等